

議事要旨(2) 2015 年 7 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) の報告

冒頭、小賀坂副委員長より、2015 年 7 月開催の ASAF 会議の報告について、概要が説明され、その後、関口常勤委員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

保険契約

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「時の経過による償却は必ずしも CSM の経済的実態を表さない」との ASAF メンバーからの見解に関連して、IASB 関係者から、「IASB が暫定決定されている会計モデルにおけるリスク調整の範囲は、当該見解が前提としているリスク調整の範囲よりも広い」とのコメントがあったようだが、この点については、IASB と関係者の間で認識に隔たりがあることは以前から認識されているはずであり、IASB はこれに対応すべきではないか。
 - IASB 関係者から、本プロジェクトの緊急性への言及があったようだが、この点については、現行の IFRS 第 4 号「保険契約」に注記情報を追加することにより暫定的に対処するとともに、恒久基準としての保険契約の新基準の開発においては、高品質の基準とすることを重視して十分な時間を掛けて審議することが重要である。
 - ASAF 会議の冒頭で、オーストラリア会計基準審議会 (AASB) の代表者から、「CSM を各報告期間において再測定するよう、提案を変更したい」との発言がされたようだが、当該修正提案は、ASBJ が 2015 年 3 月の ASAF 会議で行った提案と類似するものか。また、この提案に対する欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の代表者の反応はどうだったか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- AASB の修正提案は ASAF 会議の場において提示されたものであり、ASAF メンバーの間に十分に共通の理解が図られていたかどうか定かでない。このため、今後、AASB や EFRAG の関係者と意見交換したうえで、フィードバックさせていただきたい。

概念フレームワーク－認識及び認識の中止

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IASB 関係者から、「仮に概念フレームワークにおける認識に関する記述において、一定の蓋然性の閾値を満たすことを原則としつつ例外を設ける場合、当該例外を設ける必要性を説明しなければならないが、こうした判断は基準レベルでなされるべきと考えている」との発言がされていたようだが、当該コメントと同意見である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今後の基準開発のために、概念フレームワークにおいて、蓋然性が低くても例外的に認識が必要となるのはどのような場合かについて共通の考え方を明らかにしておくことは有用と考える。
 - 資産又は負債を認識すべき状況を信頼性のある測定ができるかどうかに基づいて整理すると、客観的に期待値が計算できることで蓋然性が測定に反映される場合と、最頻値を用いて資産又は負債を認識・測定しても妥当であるような蓋然性の高い場合に大別できると考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ASAF メンバーから、「該当する取引について個別に基準が存在しない場合、IAS 第 8 号『会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬』の定めにより概念フレームワークが参照される場合がある」との指摘がされていたようだが、こうした場合を勘案すると、概念フレームワークに蓋然性の規準を記述しないと、認識される資産又は負債の範囲が拡大する懸念があるのではないか。

概念フレームワーク－EFRAG ペーパー（純損益及び OCI）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IASB 議長から、英国の投資家から「OCI は全く見ない」という発言が聞かれたことを踏まえ、「OCI の使用には慎重になるべき」とのコメントが示されたようだが、投資家は企業への将来キャッシュ・フローを予測する目的で財務諸表を利用しており、財務業績の観点に比べ、財政状態の観点からの測定基礎の有用性が低いため、OCI を見ないだけではないか。

動的リスク管理の会計処理

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IASB 関係者から、「『開示を先行的に検討するアプローチ』には開示のみならず表示も含まれる点に誤解があるようなので、コミュニケーションの改善を図りたい」とコメントがあったようだが、関係者は認識及び測定の検討から出発して全体を検討することが必要であると主張してきており、議論がかみ合っていないように見受けられる。

開示に関する取組み－開示原則 DP の内容

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IASB 関係者から、「財務諸表を含む財務報告書のパッケージ全体について、IASB が検討を行うことは困難」とのコメントがあったようだが、これは ASAF メンバー

からどのような発言がされたことに対するものか。

- IASB 関係者から、「非 IFRS 情報に関連して、調整後の稼得利益の開示は会計基準に基づく数値より高いものとなっている場合が多い」という否定的な発言がなされた一方で、「EBITDA は既に IFRS において要求されている」という発言もあったようだが、どのような議論の中でなされたものか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 一点目については、「財務諸表とその他の情報のあり方については、財務報告書を一つのパッケージとして全体として検討する場合、一貫した理念が必要」との見解が ASAF メンバーから示されたことに対して、IASB 関係者から、「その他の情報については、多くの国で規制当局が定めていることもあり、IASB だけで検討を行うことは困難」とのコメントがされたものである。
- 二点目については、「EBITDA を含め、非 IFRS 情報は重視されており、これについての検討が必要」との見解が複数の ASAF メンバーから示されたことに対して、「収益及び費用を性質別に表示する場合、EBITDA を表示することは現行の IFRS において認められていると考えられる」という趣旨でなされたコメントである。

以 上